

平成28年11月18日(金)
文化財課
担当者 安、空
内線 5625、5626
直通 225-1844

国の文化財の追加指定及び登録について

- 1 国の文化審議会（会長 まぶち あきこ 馬淵 明子）は、平成28年11月18日（金）に、国の名勝であるせいそんかくていえん成巽閣庭園（金沢市）に追加指定を行い、
きゅうわたなべざいもくてんぼけんしゅおく旧 渡辺材木店店舗兼主屋（金沢市）を国の登録有形文化財（建造物）とするよう、文部科学大臣に答申した。
- 2 今回の答申どおり指定等されれば、県内の国指定名勝は9件（特別名勝兼六園1件を含む）、国登録有形文化財（建造物）は250件となる。

せいそんかくていえん
「成巽閣庭園」

- 1 名 称 成巽閣庭園
- 2 所 在 地 石川県金沢市兼六町83番1外 1筆
- 3 指定面積 6,607.15㎡
[既指定面積]
・ 1,065.65㎡
[追加指定面積]
・ 5,541.50㎡
- 4 所 有 者 公益財団法人 成巽閣
- 5 概 要

成巽閣庭園は、金沢市の市街地に所在する特別名勝兼六園の南に隣接して位置し、加賀藩13代前田^{なりやす}齊泰の母である真^{しんりゅういん}龍院の隠居所として文久3年(1863)に造営された巽^{たつみ}御殿とともに、まず主庭が築かれた。

書院と茶室、水屋から成る清香軒^{せいこうけん}に面する主庭(飛鶴庭^{ひかくてい})は、水流を有する清^{せいすい}邃な平庭の優れた事例として、昭和4年(1929)に国の名勝に指定されている。

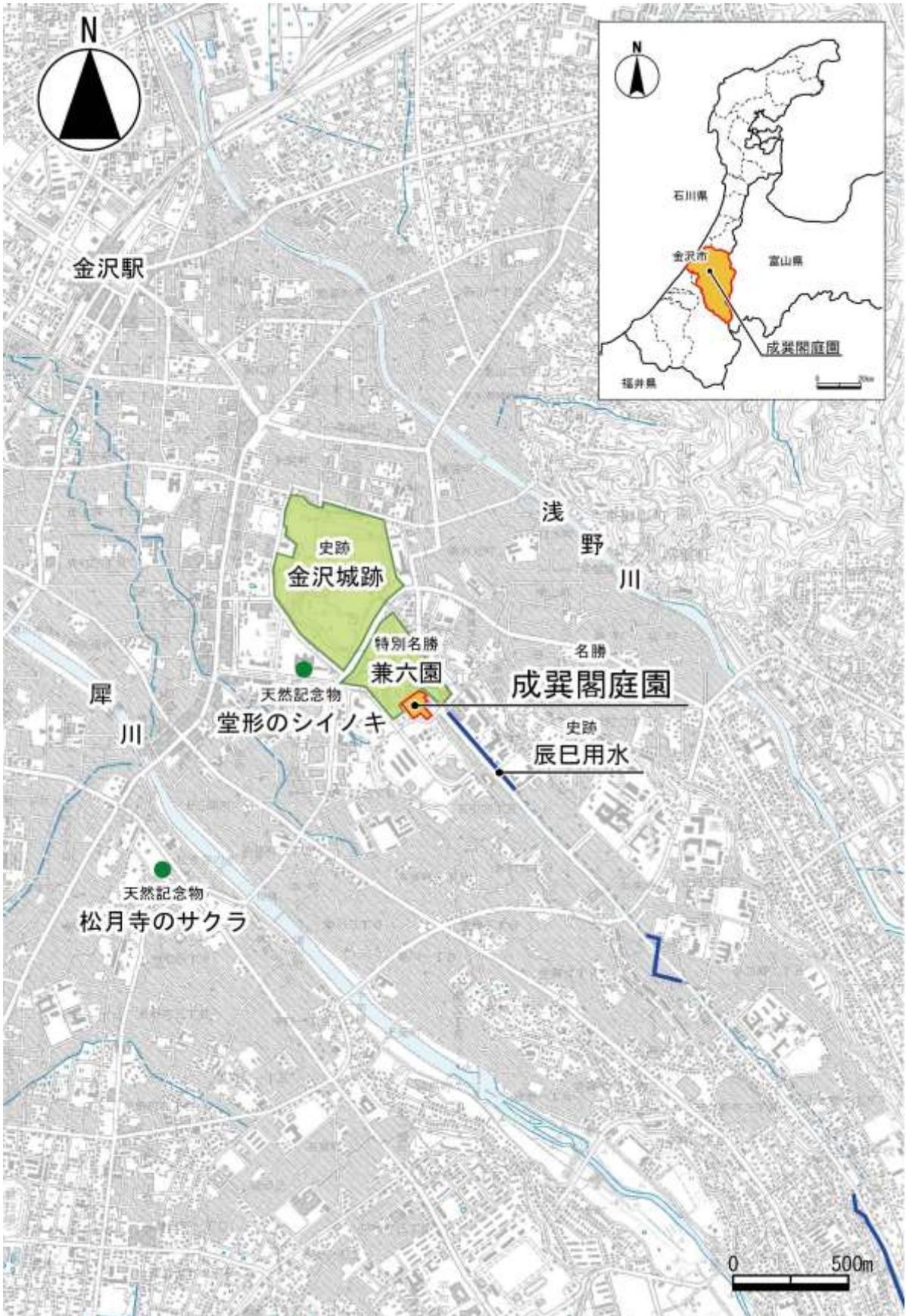
巽御殿は、明治7年(1874)に「成巽閣」と改称され、この頃に主庭から分水して、万年青^{おもと}の廊下の縁先に面する中庭(万年青の縁庭園^{やのみず})に遣水として通じさせ、築山^{つきやま}を設け、深山幽谷の景趣が演出された。

明治42年(1909)には、東宮(後の大正天皇)の北陸行啓を契機として、前庭に表門、馬車回し、玄関が整備された。また、つくしの廊下の縁先に面する中庭(つくしの縁庭園)では既存の能舞台を除却した後、主庭から続く水路を直流から緩やかな曲流に造り替え、平明な風情が演出された。

昭和24年(1949)の前田家駒場本邸から煎茶席三華亭が移築された頃には、現在の主庭、中庭、前庭からなる成巽閣の地割りが整ったとされる。

以上のように、成巽閣庭園は幕末以来、時代を重ねて整えられてきた庭園であり、その調和が優れていることから、既指定の主庭に、中庭及び前庭を含む区域を追加し、全体の保護を図るものである。

成巽閣庭園の位置



● 既指定



【既指定地】主庭（飛鶴庭）

● 追加指定



【追加指定地】中庭（つくしの縁庭園）



【追加指定地】中庭（万年青の縁庭園）



【追加指定地】前庭

きゅうわたなべざいもくてんてんぽけんしゅおく
「旧渡辺材木店店舗兼主屋」

1 名称 旧渡辺材木店店舗兼主屋

2 所在地 石川県金沢市東山2丁目1-7

3 構造、形式 木造2階建、瓦葺

4 建築面積 135.3 m²

5 所有者 個人

6 概要

渡辺家はもと春日町で菓子店を営んでいたが、明治30(1897)年に、火事で空き地になった北国街道沿いの現地に家を新築し材木商を始め、大正8(1919)年には道路の拡幅に伴い5間ほど曳家をした。

間取りは、間口5間、2列3段型で2列型町家の典型的な間取りである。1階のザシキは8畳で長押がないのに対して、2階のザシキは10畳で長押を付けている。このことから明治期から許された2階屋において、2階に格式の高い空間を配置し、多くの町家で主ザシキが2階となっていた一つの典型的な例である。

表構えは、金沢の町家の背が高くなり始めた頃のものであり、1階底下にサガリが付き、ミセノマの格子裏に蔀戸しとみどが納められており、当時の金沢の町家の特徴を見せる典型といえる。

平成21年には内部の改修を行っており、現在はギャラリーとして活用されている。



位置図



附近見取図



旧渡辺材木店店舗兼主屋 外観



旧渡辺材木店店舗兼主屋 2階オクザシキ